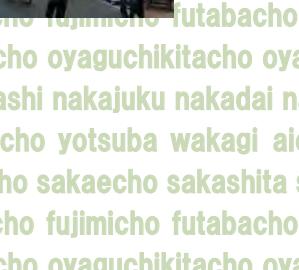


Itabashiku Keikan Keikaku



板橋区景観計画

板橋区 景観計 画



板

橋

区

「東京で一番住みたくなるまち」をめざして

板橋区は、首都東京を支える生活都市であり、中山道板橋宿・川越街道上板橋宿などを中心として古くから繁栄してきた「商」、戦後の復興と高度経済成長を支えてきた「工」、都市における貴重な農地や民俗芸能文化などのふるさと板橋の原風景を今に伝える「農」の活気あふれる都市として発展してきました。また、武蔵野台地の崖線の樹林や湧水、荒川・石神井川などの自然に恵まれたまちでもあります。

美しい景観は、そこに住まう人々に地域への愛着と誇りを育むとともに、生活環境の質の向上やまちの活性化に貢献します。また、区を訪れる人々の心をも豊かにすることができます。

板橋区は平成20年5月に定めた「板橋区都市景観マスタープラン」を景観形成の指針として、景観施策を展開していくために“板橋区景観計画”の策定に取り組んでまいりました。

地球にやさしく品格あるまちづくりの実現に向け、平成23年3月23日に板橋区は景観行政団体となり、また平成23年8月22日には、“板橋区景観計画”を策定し、その運用を開始いたしました。

板橋区は本計画を基本とし、これらの大切な景観資源を活かし、良好な景観形成の実現に向けた総合的・複合的な景観形成施策を実施・展開するとともに、区民、事業者及び区との協働により、東京で一番住みたくなるまちをめざして、取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画策定にご尽力いただいた東京都板橋区景観計画策定審議会及び東京都板橋区景観審議会の委員の皆様、さらに貴重なご意見をお寄せいただいた区民、事業者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成23年8月

板橋区長

坂本 健



令和5年4月版の発行にあたって

板橋区は平成23年8月22日より板橋区景観計画を運用してまいりましたが、その後以下のとおり景観計画の変更を行いました。

- ・平成26年1月6日 景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区の追加
- ・平成26年8月1日 景観形成重点地区 常盤台一丁目・二丁目地区の追加
- ・令和3年4月1日 アクセント色の追加（景観計画区域全域対象）
- ・令和4年4月1日 景観形成重点地区 板橋宿不動通り地区の追加

「加賀一・二丁目地区」「常盤台一丁目・二丁目地区」の追加時には、「板橋区景観計画」の別冊としてそれぞれの変更追加版を発行し、皆様にご覧いただいておりました。

この度、平成23年当初に発行した「板橋区景観計画」の残部が少なくなってきたことに加え、「アクセント色」「板橋宿不動通り地区」の追加もあったことから、これらの内容を統合し、令和5年4月版として発行するに至りました。

今後、景観計画の変更があった際にも、刊行物としては残部が少なくなつてから印刷・発行とする方針です。板橋区景観計画の最新の内容は、区のホームページに掲載してまいりますので、ご理解いただければ幸いです。

- 目 次 -

1章 はじめに

1.1 景観計画策定の背景と目的.....	1-1
1.2 景観計画の位置づけ.....	1-2
1.3 景観計画の構成.....	1-3

2章 景観計画のねらい

2.1 景観計画の目標.....	2-1
2.2 景観計画の区域.....	2-3
2.3 景観計画区域の区分.....	2-4
2.4 景観形成の基本方針に基づく景観形成の考え方	2-9
2.5 建築物の建築等の規制・誘導の考え方	2-10

3章 景観形成の基本方針

3.1 景観形成の基本方針.....	3-1
3.2 景観形成の基本方針に基づく景観形成の実現に向けた考え方	3-32

4章 一般地域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4.1 届出対象行為と届出規模.....	4-1
4.2 景観形成基準	4-2

5章 景観形成重点地区における景観形成方針及び行為の制限に関する事項

5.1 板橋崖線軸地区.....	5-1
5.2 石神井川軸地区.....	5-11
5.3 加賀一・二丁目地区	5-19
5.4 常盤台一丁目・二丁目地区	5-30
5.5 板橋宿不動通り地区	5-40

6章 屋外広告物の表示等の制限

6.1 屋外広告物の規制誘導に関する基本的な考え方	6-1
6.2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に係る行為の制限に関する事項	6-3

7章 景観資源の保全と活用

7.1 景観資源の保全と活用に関する考え方	7-1
7.2 景観重要公共施設	7-2
7.3 景観重要建造物	7-10
7.4 景観重要樹木	7-12

8章 推進方策

8.1 景観形成の取り組み体制.....	8-1
8.2 区民・事業者などによる景観まちづくりの取り組みの支援.....	8-3
8.3 今後の景観づくりの進め方	8-5

参考資料

色彩基準の参考資料

参考-1 一般地域の外壁基本色の色彩基準のイメージ.....	参-1
参考-2 一般地域の外壁強調色の色彩基準のイメージ.....	参-2
参考-3 板橋崖線軸地区における建築物等の一定規模（12m 未満）部分に対する 色彩基準のイメージ	参-3
参考-4 板橋崖線軸地区における建築物・工作物の高さ 12m以上部分に対する 色彩基準のイメージ	参-5
参考-5 石神井川軸地区における建築物等の一定規模（12m 未満）部分に対する 色彩基準のイメージ	参-7
参考-6 石神井川軸地区における建築物・工作物の高さ 12m以上部分に対する 色彩基準のイメージ	参-9
参考-7 加賀一・二丁目地区（共通基準）における建築物等の一定規模（12m 未満） 部分に対する色彩基準のイメージ	参-11
参考-8 加賀一・二丁目地区（共通基準）における建築物・工作物の高さ 12m以上の 部分に対する色彩基準のイメージ	参-13
参考-9 加賀一・二丁目地区（石神井川沿い基準）における建築物等の一定規模 (12m 未満) 部分に対する色彩基準のイメージ	参-15
参考-10 加賀一・二丁目地区（石神井川沿い基準）における建築物・工作物の高さ 12m以上の部分に対する色彩基準のイメージ	参-17
参考-11 常盤台一丁目・二丁目地区における建築物・工作物のときわ台駅前商業地及び 駅前以外の商業地部分に対する色彩基準のイメージ	参-19
参考-12 常盤台一丁目・二丁目地区における建築物・工作物の中層住宅地及び低層住宅地 部分に対する色彩基準のイメージ	参-21
参考-13 板橋宿不動通り地区における建築物・工作物に対する色彩基準のイメージ	参-23
参考-14 アクセント色の色彩基準のイメージ（一般地域・景観形成重点地区共通）	参-25

その他 参考資料

参考-15 景観重要建造物・景観重要樹木に活用可能な支援事業例.....	参-26
参考-16 景観重要公共施設に活用可能な支援事業例	参-26
用語集	参-27